

Daily Report (=%)

~ファースト・リパブリック・バンクの経営破綻について~

事態概要・今後の影響について

5月1日、米連邦預金保険公社(FDIC)は、急速な預金の流出などの経営状況の悪化を受けて株価が急落していた米ファースト・リパブリック・バンク(FRC銀行)を公的管理下に置き、資産をJPモルガン・チェース銀行(JPモルガン)に売却すると公表しました。JPモルガンはFRC銀行の預金920億ドル(約12兆6000億円)全額を引き受けるほか、債権約1730億ドル、証券約300億ドルを含む同行の資産の大半を取得します。

合意の一環として、FDICはFRC銀行の債権から生じる損失を共有することになり、預金保険基金から130億ドルが支払われると見積もられており、JPモルガンはFDICから500億ドルの融資を受ける見通しです。

FDICによれば、FRC銀行の84支店は1日、JPモルガンの一部として通常の営業時間に営業を開始し顧客は預金全てにアクセスできるとのことです。なお、サンフランシスコに本拠を置くFRC銀行は米史上2番目の規模の銀行破綻となり、米地銀の破綻としては3月上旬以降で3例目となりました。

3月上旬以降の一連の銀行破綻による銀行融資の厳格化や、商業用不動産の返済懸念などの影響は残るものの、4月下旬に発表された第1四半期の銀行決算の内容では銀行システムの健全性は示されており金融システムの不透明感は徐々に後退していく可能性があります。一方で、4月28日のFRBのレポートでは、銀行の金利や流動性へのリスク管理を従来以上に重視する必要を認めており、FRBによる監督姿勢が強まることで銀行経営に影響を与える可能性も考えられます。その他、5月1日のFDICレポートでは、預金流出リスク対応への議論も展開されており、預金保険制度に関する見直しに焦点が当たる可能性も考えられます。

目先については、FOMCや米雇用統計を睨んだ動きが予想されますが、中長期的な視点での金融システムの健全性に対する金融当局の方針を注視する必要があると考えています。

弊社年投口の状況と投資方針

経営破綻したFRC銀行について、弊社年投口の保有状況を以下の通りご報告申し上げます。 弊社年投口に組入れている以下の銘柄は、可能な限り早期売却とする方針です。なお、同銀行の株式銘柄は5/2時点で市場取引が停止となっており、売却が出来ていません。

【FRC銀行を保有するファンド】 ※4/28時点

資産	ファンド名	ファンド 組入比率	ベンチマーク 組入比率
株式	年投(外)E13(MSCI KOKUSAI ファクターミックス指数連動型)	0.0003%	0.0004%
株式	年投(外)E20(MSCI KOKUSAI ESG LEADERS INDEX連動型)	0.0026%	0.0025%
株式	年投(外)E21(LGIM外国株式ESG指数連動型)	0.0013%	0.0014%

<年投口に係る信託財産留保金率>

追投/回収時に、合同口内部に留保するために、基準価格に下表の料率を乗じた信託財産留保金を徴収い たします。

(外国株式)E13:0.05%、E20:0.03%、E21:0.05%

弊社が三井住友トラスト・アセットマネジメントに支払う報酬については、信託財産からは引き落とされません。また、報酬計算について事前に示すことはできません。上記の合同口について、三井住友信託銀行は三井住友トラスト・アセットマネジメントに運用を委託しますが、同社は弊社の利害関係人です。

運用実績等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 また、シミュレーション等(前提は資料参照)については結果を確約するものではございません。

この資料は、年金信託契約におけるお客様の運用戦略や運用指針策定等の参考となる情報の提供を目的として作成されたものであり、受託財産に組入れる運用対象資産等の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。年金信託契約等に係る最終的な決定は、商品に関する詳細資料を参照の上、お客様ご自身のご判断で行なっていただきますようお願い申し上げます。また、本資料の内容に従った運用等の採用を強制するものではなく、採用しなかったことにより弊社との他の取引に関し不利益を被ることはありません。シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。また、データの一部は、弊社が信頼できると判断した各種情報源から入手した情報等に基づくものですが、その情報の正確性・確実性について弊社が保証するものではありません。なお、本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。

本資料に関わる一切の権利は、他社資料等の引用部分を除き三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。 弊社又はその他の会社等の商標、標章、ロゴマーク、商号等に関する権利は、商標法、不正 競争防止法、会社法及びその他の法律で保護されています。これらを各々の権利者の許諾 を得ることなく無断で使用することはできません。

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。

【以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二で準用する金融商品取引法第 三十七条の規定等に基づく表示です。】

<お取引にあたっての留意事項>

■ 損失が発生するリスクについて

年金信託契約においては、お客様からご提示いただく運用指針や弊社との運用協議に基づき、国内外の株式・債券をはじめ、投資信託受益証券、信託受益権や集団投資スキーム持分などの有価証券、貸付金、不動産、先物取引、オプション取引、スワップ取引及び為替取引等の価格変動等を伴う金融商品やその他の資産・取引手法等を運用対象としますので、これら運用対象資産等の価格変動等により、受託財産の元本に損失が生じるおそれがあります。

■ 価格変動等について

運用対象資産等が有するリスクのうち主要なものは下記の通りです。

- (1) マーケットリスク:株式相場・金利水準・為替相場・指数等の金融商品市場における市場の動向を直接の原因として、運用対象資産等の価格が変動するリスク
- (2) 信用リスク:受託財産で運用する運用対象資産等の発行者・管理者・仲介者及びその取引の相手方等の業務又は財産の状況の変化等を直接の原因として、運用対象資産等の価格が変動するリスク
- (3) 流動性リスク:受託財産で運用する金融商品等の市場動向や取引量等の状況によって、取引が不可能もしくは困難となる、または取引可能な場合でも通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等を直接の原因として、運用対象資産等の価格が変動するリスク

また、ヘッジファンドや証券化商品等は上記のほか運用手法やスキーム等に起因する各種のリスクを有している場合があります。詳細については、別途交付するプロダクト概要書等をご参照ください。

■ 組入れ・解約等の制約

ヘッジファンドや証券化商品等は、商品性に起因する各種の組入れ・解約制約等があり、資金化に数ヶ月を要するものもあります。詳細については、別途交付するプロダクト概要書等をご参照ください。 運用対象資産等の組入れ・解約については、上記のほか、市場での流動性や組入れ・解約の規模その他やむを得ない事情があるときは、資金化に一定の期間を要する場合や、組入れのタイミングに制約を受ける場合があります。

■ 商号等

- ・ 当社の商号等 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
- · 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業 協会

■ 年金信託報酬·手数料等

お客様にご負担いただく費用等については以下の通りとなります。

(年金信託報酬)

原則として、受託財産の額に対して報酬率を乗じる計算方法で報酬をお支払いいただきます。個別の計算方法は、お客様と弊社が協議の上、お客様からご提示いただく運用指針や弊社との運用協議の内容に応じて決定しますので、あらかじめ表示することができません。年金信託契約の締結にあたっては、必ず弊社担当者に年金信託報酬の計算方法をご確認いただくようお願いいたします。

(売買コスト等)

年金信託契約では、受託財産で運用する運用対象資産等に応じて、運用対象資産等の売買手数料、信託事務の諸費用、当該資産を保管する海外のカストディアンに対して支払う手数料等が受託財産から支払われます(運用対象として年金投資基金信託受益権(合同口)・投資信託受益証券等に投資する場合は、そのファンドに係る信託報酬・信託財産留保金及びその他の費用等の支払いが発生することがあります)。これらの費用の具体的な金額や上限額・計算方法は、実際に運用・管理する運用対象資産等の種類及びその量等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

(証券貸借取引)

受託財産で保有する株式等に関し証券貸借取引を行う場合においては、手数料をお支払いいただきま す。手数料の料率等はお客様との協議により個別に決定しますので、あらかじめ表示することができま せん。

(解約手数料)

契約の解約にあたっては、契約書等の定めに基づき解約手数料をお支払いいただく場合があります。 (その他公租公課及び事務費用等)

上記のほか受託財産で運用する運用対象資産等に関し、各種の費用や公租公課及び信託事務を処理するために必要な費用については、受託財産より支弁し、又は委託者が支払うものとします。

